

第二十六号議案

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

江戸川区公共溝渠管理条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行為の制限（第三条・第四条）

第三章 出願の手續（第五条・第七条）

第四章 使用者の義務及び処分（第八条・第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条・第二十九条）

附則

第四条第一号中「又は」を「、又は」に、「改築し若しくは」を「、改築し、若しくは」に改める。

第五条中「公益法人」の下に「（公益社団法人又は公益財団法人をいう。）」を加える。

第六条第二号中「附近」を「付近」に改め、同条第四号中「表わした」を「表した」に改める。

第八条第二項中「第七号」の下に「まで」を加え、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第十八条中「又は」を「、又は」に改める。

第二十条各号列記以外の部分及び同条第三号中「又は」を「、又は」に改める。
別表第一種の項中「二百八十円」を「三三〇円」に改め、同表第二種の項中「百五十円」を「一五〇円」に改め、同表第三種の項から第五種の項までの規定中「五百十円」を「五〇〇円」に改め、同表単位の欄中「一平方メートル」の下に「につき」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区公共溝渠管理条例別表の規定は、施行日以後に許可を受けた使用及び施行日前に許可を受けた使用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る使用について適用する。

(説明)

改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。

使用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、公共溝渠の使用料を